

鳥取県告示第220号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年4月1日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
医療法人山本外科 内科医院 理事長 山本 穰	鳥取市末広温泉町 125 - 2	指定通所リハビリテーション事業所山本外科内科	鳥取市末広温泉町125 - 2	平成18年4月1日